定　　款

２０２１年6月２９日改定

日本ロジテム株式会社

第１章　　総　則

（商号）

第１条　当会社は、日本ロジテム株式会社と称する。

英文では、ＪＡＰＡＮ　ＬＯＧＩＳＴＩＣ　ＳＹＳＴＥＭＳ　ＣＯＲＰ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）貨物自動車運送事業

（２）貨物利用運送事業

（３）旅客自動車運送事業

（４）港湾運送事業

（５）鉄道、船舶、および航空機による国際複合一貫貨物輸送事業

（６）通関業および税関貨物取扱業

（７）倉庫業

（８）荷造梱包業

（９）工場および物流施設等における構内作業の請負

(10) 物流システムのコンサルタント業

(11) 自動車分解整備事業

(12) 運搬用器具類の分解整備事業

(13) 損害保険代理店業

(14) 事務用器具類、物品棚類、インテリア器具類の修理および組立業

(15) 建築工事、内外装工事の施工および請負

(16) 総合リース業およびレンタル業

(17) 労働者派遣事業

(18) 情報処理サービス事業

(19) 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理

(20) 下記物品の買付ならびに販売業

イ．梱包用具および資材

ロ．事務用器具類

ハ．物品棚類

ニ．家庭用電気製品

ホ．衣料品、化粧品、装身具

ヘ．飲料水

ト．ねじ、工具類

チ．健康器具および日用雑貨類
リ．中古車および自動車用部品
ヌ．帳票印刷物
ル．乾物、壜缶詰、菓子類、冷凍食品類
ヲ．古物
ワ．石油類および自動車用燃料等
(21) 産業廃棄物収集運搬業
(22) 特定信書便事業
(23) 発電および電力の販売事業
(24) 前各号に関連する一切の事業
(25) 前各号の事業を行う子会社等への投資、融資、経営指導および知的所有権の使用許諾

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,900,000 株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（招集時期）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（招集地）

第１５条　株主総会は、本店所在地または東京都各区内においてこれを開催する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第１９条　当会社の取締役は、１１名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第２１条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任期）

第２２条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２６条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（員数）

第３０条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第３１条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催するこ

とができる。

（監査役会の決議方法）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第３６条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３７条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第３９条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第７章　　計　算

（事業年度）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４２条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月３１日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第４３条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。